

特定非営利活動法人の解散について（社員総会の決議による解散の場合）

1 総会を開催

「法人の解散」、「清算人の選任」及び「残余財産」について決議する。

○法人の解散 ⇒解散の同意（原則、社員総数の4分の3以上）

○清算人の選任⇒理事の中から清算人を決定※破産手続開始の決定による解散の場合を除く

○残余財産 ⇒財産目録により残余財産があるか確認

残余財産がある場合、定款で帰属先を確認

（帰属先を総会で選定することとしている場合は、決議が必要であるが、社員等に分配することはできない。）

2 法務局へ、解散・清算人の登記

主たる事務所の所在地を管轄する法務局においては2週間以内に解散及び清算人の登記をします。

3 所轄庁へ、解散届出書を提出

提出書類：解散届出書、登記事項証明書（解散及び清算人の登記をしたことを証するもの）

4 清算中に清算人の追加や交代があった場合は改めて法務局へ登記を行い、所轄庁へ清算人就任の届出書を提出

提出書類：清算人就任届出書、登記事項証明書（清算人の登記をしたことを証するもの）

5 定款で定められた方法で、解散公告

解散した後、遅滞なく公告（債権申出の期間は2ヶ月以上）

※ 多くの法人が「官報」による公告を選択しています。

官報は、独立行政法人国立印刷所が発行する全国紙です。

官報への掲載申込方法や料金等については、下記の取次所にお問合せください。

宮崎県官報販売所 〒880-0841 宮崎市吉村町長田甲2375-1 TEL 0985-24-0386

6 法務局へ清算終了の登記

7 所轄庁へ清算終了届出書を提出

提出資料：清算終了届出書、登記事項証明書（清算終了の登記をしたことを証するもの）